

## 令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）議事録

1 日 時 令和2年5月11日（月）～5月19日（火）

2 審議委員 19人

被保険者代表(6人)：山田委員、浅海委員、土屋委員、三輪委員、長南委員、小杉委員  
療養担当者代表(6人)：花谷委員、渡邊委員、奈良橋委員、吉田委員、池田泰委員、  
寺田委員

公益代表(6人)：星見委員、おのせ委員、武藤委員、橋本委員、三木委員、岡田委員  
被用者保険等代表（1人）：池田幸雄委員

3 議 題

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

4 配付資料（通知）

【第1回目】令和2年5月11日関係

(1) 委員宛て通知

令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催について

別紙1「令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）  
の進め方」

別紙2「諮問事項に対する賛否（回答）」（回答様式）

別紙3「令和2年5月11日付けにて目黒区長から目黒区国民健康保険事業の運営に  
関する協議会に対して諮問された事項に係る質問・意見等について」（質問提  
出様式）

\* 別紙2・3はHP掲載省略

(2) 添付資料

- ・令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会次第
- ・諮問文（写）
- ・資料「新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に係る傷病  
手当金制度の創設について」
- ・目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

【第2回目】令和2年5月19日関係

(1) 委員宛て通知

令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申について

(2) 通知添付資料

- ・ 答申文（写）
- ・ 令和2年度第1回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会における議案の採決等について
- ・ 諮問事項に係る質問と事務局の回答

5 書面審議の概要

(1) 書面開催の経緯

目黒区国民健康保険条例の一部改正を行うにあたり、目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「運営協議会」という。）に諮問し答申を得る必要が生じたが、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言が発令中であり、その解除の見通しも不透明な状況にある中で、委員を招集して会議を開催することは困難であると判断した。そこで、運営協議会会長と事務局において協議した結果、本件諮問事項に係る運営協議会は書面により開催することとし、事前に運営協議会全委員からの同意を得た上で開催したものである。

(2) 第1回目 令和2年5月11日（月）（書面通知）

議題：目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

委員宛て書面開催通知により、会議の進め方及び諮問事項に係る内容を説明。  
諮問事項に対する賛否及び質問等を書面により提出するよう依頼する。

(3) 第2回目 令和2年5月19日（火）午後4時（会長のみ出席）

採決：全委員から「原案を可とする」旨の文書回答があり、会長による各委員の賛否回答を確認の上、本件議案については「原案を可とする」こととする。合わせて、委員からの質問・意見・要望に対する事務局からの説明・回答について確認する。

※委員からの質問、意見・要望は、別添資料「諮問事項に係る質問等と事務局の回答」のとおり。

答申：採決結果に基づき会長から答申を行う。  
会議結果を各委員に通知。

以 上